

Ⅲ－３３

教材作成委員会内規

（目 的）

第１条 本内規は、定款施行細則第２４条に基づき、本委員会の運営に関する細目について定めるものである。

（業 務）

第２条 本委員会は、本医学会の教材の作成に関し、次の業務を行う。

- （１）本医学会が必要と認める教材（テキスト、動画、電子教材など）の企画・作成
- （２）既存教材の改訂、更新計画の立案および実施
- （３）専門医制度・研修制度と連携した教材の整備
- （４）外部団体との教材共同制作などに関する審議と提案
- （５）年次報告書および事業計画書の作成
- （６）その他、本委員会が必要と認める事項

（運 営）

第３条 委員の委嘱、任期、交替及び委員長、副委員長の選任は、定款施行細則第７章に基づき行う。

- ２ 本委員会は、担当理事又は委員長の請求によって開催する。
- ３ 本委員会の定足数は、委員長を含めた委員現在数の過半数とする。
- ４ 本委員会の議長は担当理事又は委員長とする。いずれも不在の場合には担当理事が指名した委員とする。
- ５ 議題の提出は、委員長、委員の提案に基づき、担当理事が行うものとする。
- ６ 議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、担当理事の決するところによる。
- ７ 担当理事は委員会活動の方針決定に責任を持ち、委員長、副委員長は資料の準備、報告書の作成をはじめとする実務を担当する。

（プロジェクト委員会）

第４条 プロジェクト委員会の設置は、理事会の承認を得ることとする。

（委員会報告）

第５条 本委員会の報告は、当該委員会及び理事会に対して行うものとする。

（改 廃）

第６条 本内規の改廃は、委員会での討議を経たのち理事会の承認を得るものとする。

附 則

本内規は、令和８年３月１４日より施行する。